

平成 30 年 10 月 31 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の変更ならびに「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の制定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成 30 年 6 月 1 日施行）に則り、平成 30 年 2 月 28 日に公表した「電子決済等代行業者（※1）との連携及び協働に係る方針」を変更するとともに、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を制定しましたので公表いたします。内容については、別紙をご覧ください。

当行は、今後も地域の皆さまのニーズにお応えできるよう、利便性の高いサービスを提供してまいります。

（※1）銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）による改正後の銀行法第二条第一八項に定める事業者

以 上

本件に関する問い合わせ先  
経営企画部 なかむら みうら 中村・三浦  
TEL 022-225-8258

# 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

## 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社仙台銀行(以下、当行)は、経営理念として、「宮城県の金融円滑化への貢献」を企業使命とし、行是として「信為萬事本」(しんをばんじのもととなす)を経営理念に掲げております。宮城県の金融円滑化には、お客さまの発展が不可欠であり、当行は、「本業支援」を軸にお客さまの発展に資する取り組みを積極的に行っております。

また株式会社じもとホールディングス(以下、じもとHD)およびじもとHD傘下の当行、株式会社きらやか銀行(以下、きらやか銀行)は、じもとグループとして県境を越えた地域金融グループの特徴を最大限発揮し、地域経済の復興・創生に貢献し、お客さま・地域に喜んでいただけるグループとなることを長期ビジョンとして活動しております。

今後、このような活動をさらに進展させていくために、電子決済等代行業者を始めとする外部機関と様々な連携及び協働を通じて、当行およびじもとグループのお客さまに対してより付加価値の高い金融サービスを提供することにより、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展」していくことを目指してまいります。

## 2. オープン API に関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

### (1) 資金移動関連のオープンAPIに関する体制整備

当行は、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」を実現するため、資金移動関連のオープンAPIに関する体制整備について検討中であり、決定後速やかに公表いたします。

### (2) 口座参照関連のオープンAPIに関する体制整備

当行は、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」を実現するため、口座参照関連のオープンAPIに関する整備を行います。

具体的には、次のサービスを整備予定です。

#### ●個人利用者向けサービス

残高照会(普通預金、貯蓄預金、カードローン) : 2018年11月完了予定

入出金明細照会(普通預金、貯蓄預金、カードローン) : 2018年11月完了予定

### 3. オープン API 関連システムの開発、運用等を自行で行うか、委託するかの別、及びその他のシステム構築に関する方針

当行は、オープン API 関連システムの開発、運用等については株式会社NTTデータへ委託します。

当行が検討する委託先については、オープンAPI関連システムは、全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて - (平成 29 年 7 月)」、金融情報システムセンターが公表している「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書(平成 29 年 6 月)」「API接続チェックリスト(2018 年 10 月版)及び関連団体の公表する各種ガイドラインに基づきシステム構築を行う予定です。

### 4. 当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門は、以下のとおりです。

- 担当部門:経営企画部
- 連絡先:022-225-8258

### 5. その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携を検討するに当たって参考となるべき情報

当行は、じもとHDおよびきらやか銀行と連携し、電子決済等代行業者との連携及び協働の対応を行ってまいります。

以上

公表日:平成 30 年 2 月 28 日

更新日:平成 30 年 10 月 31 日

## 電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社仙台銀行(以下、「当行」といいます)が、当行のシステムと連携する電子決済等代行業者に求める事項の基準(以下、「当基準」といいます)は、以下のとおりです。

当行のシステムと接続する電子決済等代行業者は、当基準を満たすものとします。

### 1. 電子決済等代行業者の登録を受けている等、電子決済等代行業を営む上で適切な主体であること

- (1)電子決済等代行業者の登録を受けているか、みなし電子決済等代行業者であるか、または電子決済等代行業者の登録申請中であって登録拒否されていない者であり、登録取消のおそれのあると判断すべき事由がないこと
- (2)電子決済等代行業者が電子決済等代行業を営むにあたり、当行のシステムに接続するために必要となる内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上での懸念が認められないこと
- (3)電子決済等代行業者、その役員、主要株主、または従業員等が、反社会的勢力に該当する、または反社会的勢力と関係を有するとの懸念がないこと
- (4)電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が、利用者保護の上で支障があると判断すべき事由が認められないこと

### 2. 電子決済等代行業に係るサービスの提供ができる組織・体制等があること

- (1)電子決済等代行業者のサービスを適切に実施するための組織体制・人的体制を有していること
- (2)電子決済等代行業者のサービスを継続的に提供する上で、経営および財務状況に不十分と判断すべき事由が認められないこと
- (3)システム開発・運用管理の体制に不十分と判断すべき事由が認められないこと

### 3. 不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること

- (1)不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した体制が適切に整備されていること
- (2)不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを低減するための対策が適切に講じられていること
- (3)システム開発・運用管理の体制が不十分と判断すべき事由が認められないこと

4. 電子決済等代行業者のサービス利用者（以下、「利用者」といいます）に関する情報の適正な取扱い、および安全管理のために行うべき措置が講じられていること

- (1)セキュリティ管理責任の所在が明確であること
- (2)セキュリティ管理ルールが整備されていること
- (3)セキュリティ管理体制の周知・定着が図られていること
- (4)役職員による守秘義務に関して適正な措置が講じられていること
- (5)情報資産の廃棄の体制が適切に整備されていること
- (6)セキュリティ不祥事案の発生に対する体制が適切に整備されていること
- (7)セキュリティ対策の高度化を図る体制が適切に整備されていること
- (8)利用者の認証機能が適切であり、かつ、これについて適正な措置が講じられていること
- (9)利用者の個人情報等の取扱いの体制が適切に整備されていること
- (10)利用者の機微（センシティブ）情報の取扱いの体制が適切に整備されていること
- (11)利用者の情報を取扱う範囲について適正な措置が講じられていること
- (12)コンピュータ設備およびオフィス設備に係る情報漏洩対策が講じられていること
- (13)サービスに係る情報の取扱体制に不十分と判断すべき事由が認められないこと

5. 利用者への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応、その他の利用者保護が図られていること

- (1)利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること
- (2)利用者への情報提供・説明・注意喚起の体制が適切に整備されていること
- (3)利用者への説明が適切に行われていること
- (4)利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等への対応を的確に行う体制が整備されていること
- (5)利用者への補償対応の体制が適切に整備されていること

6. 外部委託管理の体制が適切に整備されていること

7. 電子決済等代行業に係る業務の執行に関して法令に適合することを確保するための体制が適切に整備されていること

- (1)電子決済等代行業者において適切な法令遵守体制や内部管理体制が整備されていること
- (2)上記2.から6.について実効的な態勢が講じられていること

## 8. 当行のお客さま、地域経済、当行に有益なサービスの提供がなされること

- (1)電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が当行のお客さまに有益と判断できること
- (2)電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が地域経済に有益と判断できること
- (3)電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が当行の提供するサービスの付加価値向上に資すると判断できること

## 9. 留意事項

- (1)当行は、電子決済等代行業者が本基準を充足しないと判断した場合、当該電子決済等代行業者との接続契約締結を拒絶できるものとします。また、当行は、接続契約締結後に電子決済等代行業者が本基準を充足しなくなったと判断した場合、当行と当該電子決済等代行業者との接続の制限や停止、接続契約の解除等の措置を講ずることができるものとします。
- (2)本基準は、法令諸規則等の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合、当行のホームページへの掲載により変更できるものとします。また、この変更については、掲載の際に当行が定める日から適用されるものとします。なお、既に当行と契約締結済の電子決済等代行業者についても、一定の期間内に変更後の基準への対応を求めます。

以 上